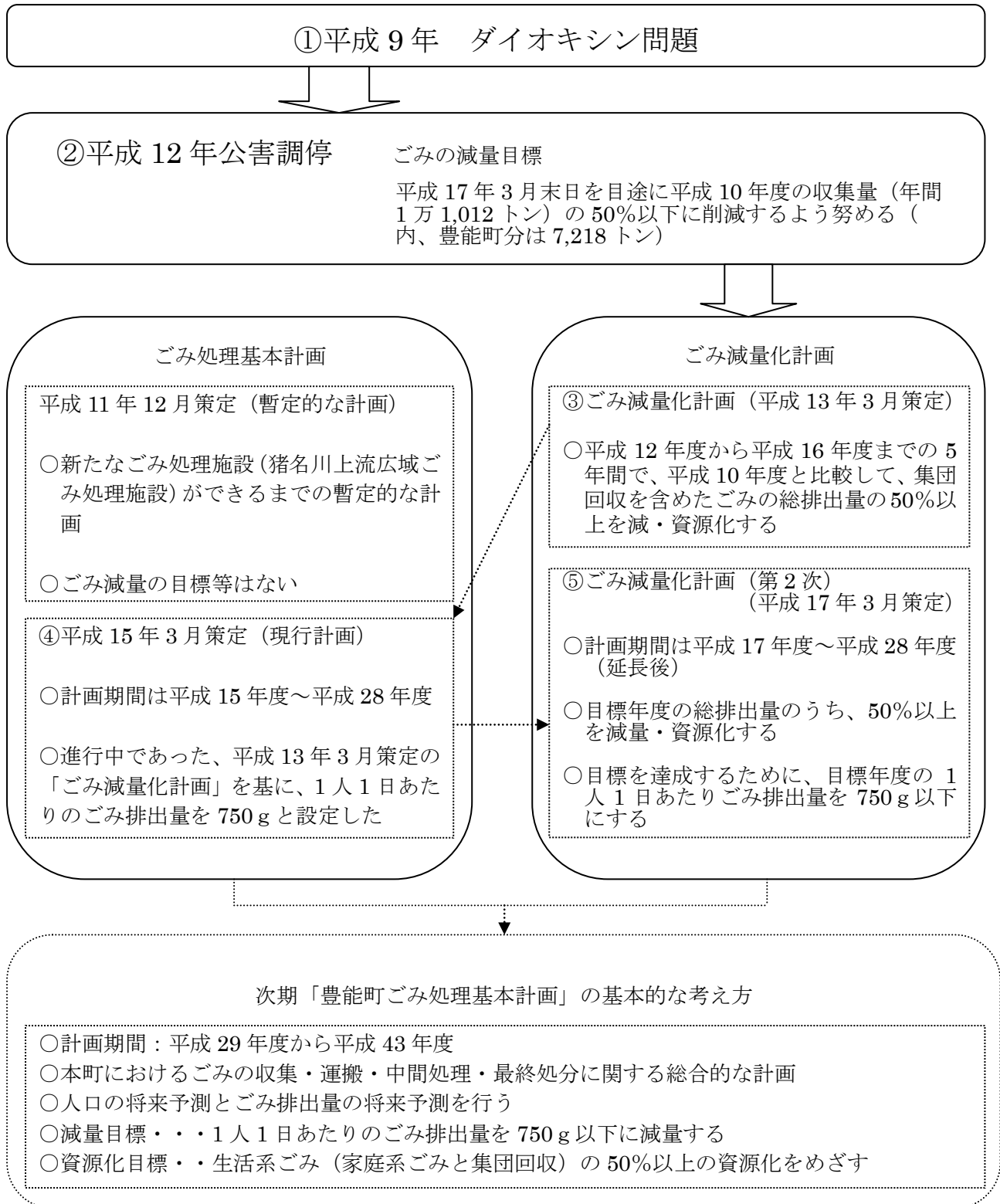


次期「豊能町ごみ処理基本計画」の基本的な考え方について

平成9年のダイオキシン問題発生以降、本町での取り組みの経過とそれぞれの計画の概要及び次期「豊能町ごみ処理基本計画」の基本的な考え方について以下のとおり示す。



◎次期「豊能町ごみ処理基本計画」における新たな減量・資源化目標について

○これまでの計画とその目標

- ・「ごみ減量化計画」（平成 13 年 3 月策定：前頁の③）

公害調停の「一般廃棄物の総量を平成 17 年 3 月末日を目途に平成 10 年度の収集量の 50%以下に削減する」を受けて、平成 10 年度のごみ量を基準に減・資源化率を 50%にすることを目標とした

- ・「ごみ処理基本計画」（平成 15 年 3 月策定の現行計画：前頁の④）

「ごみ減量化計画」の目標年度である平成 16 年度、予測排出量、予測資源化量、予測処理量から、1 人 1 日あたりのごみ処理量を 750g とした

- ・「豊能町ごみ減量化計画（第 2 次）」（平成 17 年 3 月策定：前頁の⑤）

「目標年度の総排出量のうち、50%以上を減量・資源化する」とし、その目標を達成するために「目標年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量を 750g 以下にする」とした

本町では、ダイオキシン問題の公害調停を受けて、「平成 10 年度のごみ量を基準に減・資源化率を 50%にする」を目標として「「ごみ減量化計画」（平成 13 年 3 月策定）」（以下「減量化計画」という。）を策定したが、その目標は達成できなかった。公害調停のごみ減量に関する事項は、平成 17 年 3 月末を目途としているが、目標が達成できなかったことを真摯に受け止め、「豊能町ごみ減量化計画（第 2 次）」（平成 17 年 3 月策定）（以下「第 2 次減量化計画」という。）においても、基本的な考え方を継承し、ごみの減量・資源化に取り組んできたが、目標は達成できていない。

次期「豊能町ごみ処理基本計画」（以下「次期計画」という。）は、ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分に関する総合的な計画であるが、「ごみの減量・資源化」についての目標も計画の中に盛り込んでいく必要があり、その目標設定にあたっては、これまでの各計画の目標が達成できなかったことを考慮し、基本的な考え方を継承するものとする。

○「次期計画」における目標設定の考え方

「次期計画」における目標設定の考え方については、これまでの各計画の目標設定の考え方を継承するが、「総排出量のうち、50%以上を減量・資源化する」ではなく、減量目標として「1 人 1 日あたりのごみ排出量を 750g 以下に減量する」、また、資源化目標として「生活系ごみ（家庭系ごみと集団回収）の 50%以上の資源化をめざす」の 2 つの目標を設定する。

●減量目標・・・1人1日あたりのごみ排出量を750g以下に減量する

ごみ減量の考え方には、集団回収を除くごみ排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ）を削減するという一つの考え方があり、通常は基準となる年度を設定し、何年後までに何%の削減を行うことを目標とするものである。しかし、この考え方は、人口の増減に大きく左右され、人口が減少すれば、必然的に減量目標が達成されることになる。このため、「第2次減量化計画」では、人口の増減に左右されない「1人1日あたりのごみ排出量を750g以下にする」ことを目標にし、ごみの減量に取り組んできたが、目標は達成できていない。

「次期計画」においても、この達成できなかった目標を継承し、最終目標年度の平成43年度までに「1人1日あたりのごみ排出量を750g以下に減量する」ことを目標とし、目標年度よりも早期に目標を達成した場合は、その後も目標を持続するものとする。

減量目標における目標達成のイメージ

平成26年度の1人1日あたりのごみ排出量をみた場合の目標イメージ

		⇒	最終年度
年度	平成26年度		平成43年度
1人1日あたりのごみ量 (g/人・日)	780		750

目標達成までに、1人1日あたり30gのごみの減量が必要となる。これは、水分で考えるとおよそかさじ2杯分（30cc=30g）に相当。

●資源化目標・・・生活系ごみ（家庭系ごみと集団回収）の50%以上の資源化をめざす

平成26年度のごみ排出量6,039tのうち、家庭系ごみの排出量は4,999tで事業系ごみの排出量の1,040tと比較して全体の83%を占めている。その家庭系ごみの中でも、可燃ごみが3,546tと家庭系ごみ全体の71%を占めている。

一方、事業系ごみの平成26年度のごみ排出量は1,040tであるが、そのうちの約95%にあたる992tが可燃ごみとなっている。これは、事業系ごみが分別を行っていないのではなく、ダンボールや紙などの資源ごみについては、リサイクル業者に直接、引き渡しを行なうこと、また、収集・運搬を行う許可業者が、その処理の過程で選別・資源化を行うこと等により、行政がその量を把握することが困難なためである。事業系のごみ量は、国崎クリーンセンターに搬入された量に基づくものであり、結果として、資源化できなかった可燃ごみ等の量しか把握できないことになる。

これまでの計画では、把握できないままの事業系ごみも含めた形で「減量・資源化率を50%以上」としてきたため、住民の皆さんが努力いただいた減量への取り組みが反映されにくい状態であったのを見直し、事業系ごみについては、資源化目標の算定として考慮しないものとする。

また、これまでの計画では「生活系ごみ」という考え方はなかったが、「家庭系ごみ」と「集団回収」はともに一般家庭から排出されるものであり、住民の皆さんの日々の家庭生活における行動に直接関係するという観点から、「生活系ごみ」として資源化の目標を設定する。目標の設定に当たっては、これまで達成できていない「排出量のうち、50%以上の資源化をめざす」を継承することとし、「生活系ごみ（家庭系ごみと集団回収）の50%以上の資源化をめざす」ことを目標とする。なお、目標年度よりも早期に目標を達成した場合は、最終目標年度まで目標を持続するものとする。

資源化目標における目標達成のイメージ（平成26年度の場合） 単位：t

生活系ごみ（家庭系ごみ+集団回収）①		
5,825		
家庭系ごみ	全体②	4,999
	内、資源ごみ③	1,165
集団回収④		826

*資源ごみ③はビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック、紙類等、蛍光灯・乾電池、植木剪定くず、食用廃油

資源化率 ((③+④) ÷ ((②+④)))

③+④=1,991

②+④=5,825

1,991 ÷ 5,825 = 34.2%



目標の 50%以上にするには 5,825 t の 1/2 2,913 t が必要

◎「次期計画」における施策の方向性について

前述の目標数値の達成を目指して、「次期計画」における施策の方向性については、これまでの計画のうち、特に「第2次減量化計画」の基本的な考え方を引き継ぐものとして考える。

〈施策の方向性〉

4Rを基本としたごみの減量・資源化をめざす。なお、環境省ではリフューズを除く3Rを推進しているが、本町では「第2次減量化計画」でも取り組んできた4Rを推進する。

○4Rの推進

- ・リフューズ
- ・リデュース
- ・リユース
- ・リサイクル

○その他

- ・啓発活動

○広域連携の強化

- ・猪名川上流広域ごみ処理施設組合との連携強化
- ・近隣自治体との連携強化

以上の基本施策及びその具体的施策については、別紙案のとおりである。なお、この具体的施策については、一定の方向性を示したものであり、さらに取り組むべき施策等については、審議会等の意見をいただきながら、反映していくものとする。

次期計画における施策の方向性について（案）

4 Rを基本としたごみの減量・資源化をめざす。なお、環境省では、リフューズを除く3 Rを推進しているが、本町では「第2次減量化計画」でも取り組んできた4 Rを推進する。

	基本施策	具体的施策		分類	住 民	事 業 者	町	町の取り組み
4 Rの推進	リフューズ (Refuse) ごみとなるもの 受け取りを断る	①マイバッグ持参運動の推進	レジ袋の使用を抑制し、町全体でマイバッグの持参を呼びかける。	継続	○	○	○	
		②簡易包装による販売や購入の促進	住民に不要な包装を断るように呼びかけて、容器包装の減量を促進する。	継続	○	○	○	
	リデュース (Reduce) ごみとなるものを減らす	①適量購入の促進	住民に食料品などの適量購入を呼びかけて、賞味期限切れで捨てられる食料品などの発生を抑制する。	継続	○		○	
		②エコクッキングの推進	野菜のへたなどを活用したエコクッキングを紹介して、生ごみの減量を推進する。	強化	○		○	ホームページ等の活用
		③生ごみの水切りの徹底	広報誌などで生ごみの水切り方法を紹介して実施を徹底する。	強化	○		○	ホームページ等の活用
		④食料品の販売管理の徹底	食料品の販売管理を徹底して、生ごみの廃棄量の削減に努める。	継続		○		
		⑤ペーパーレス化の促進	OA化、会議資料の共有化、裏面利用等で、ペーパーレス化を促進し、コピー用紙等の発生を抑制する。	継続		○	○	
		⑥使い捨て商品の使用抑制	マイ箸やマイカップの持参を心がけ、割り箸や紙コップなどの使い捨て商品の使用を抑制する。また、シャンプーや洗剤などではできる限り詰め替え式の商品を選ぶようにする。	継続	○	○	○	
		⑦ごみ収集の有料化	すでに有料化した粗大ごみに加えて、可燃ごみ、不燃ごみの有料化に取り組んでいく。	強化			○	可燃ごみ、不燃ごみの有料化に向け取り組む
	リユース (Reuse) 繰り返し使う	①衣類・家電・家具などの減量の推進	衣類のリフォーム店や家電や家具の修理店などを利用して、ものを大切にできるだけ長く使えるようにする。	継続	○		○	
		②リサイクル情報板の活用推進	平成23年度から実施しているリサイクル情報板について本町ホームページや広報誌、環境特集号等を活用して周知、推進していく。	継続	○		○	
		③フリーマーケット等の活性化	とよのまつりや国崎クリーンセンターで実施しているフリーマーケット等の情報を提供し、ものを捨てないで活かして使うようにする。	継続	○		○	
		④リターナブルびんの利用促進	リターナブルびんの利用と酒屋などへのビンの返却を徹底して、ワンウェイびんの使用を抑制する。	継続	○	○	○	
		⑤事務用品等の長期使用の促進	事務用品、備品、設備などは修理してできるだけ長く使う。	継続		○	○	
		⑥再生品の利用促進	プリンターのトナーカートリッジ等はできるだけ再生品を使う。また、グリーン購入を推進する。	継続		○	○	
	リサイクル (Recycle) 資源として再利用する	①環境配慮型商品の利用促進	再生原料から作られた商品や環境配慮型商品の利用を促進する。	継続	○	○	○	
		②食用廃油の拠点回収の推進	食用廃油の拠点回収を引き続き推進していく。	継続	○	○	○	
		③集団回収の推進	集団回収を引き続き推進する。	継続	○		○	
		④店頭回収の推進	スーパーなどで実施している発泡トレイや紙パックなどの資源回収について引き続き協力を求める。	継続	○	○	○	
		⑤紙類、空きカン、空きビン、ペットボトル等の分別収集の促進	資源ごみとして、紙類、空きカン、空きビン、ペットボトル等の分別収集を引き続き推進してゆく。特に、紙類については、可燃ごみの中に混在している実態が多く見受けられるため、さらなる分別の徹底を推進する。	強化	○		○	紙類をはじめとする分別の徹底
		⑥有害ごみの適正処理の推進	小型充電式電池やボタン型電池は販売店への返却を呼びかける。蛍光灯や筒型乾電池など有害ごみは引き続き分別収集を行う。	継続	○	○	○	
⑦小型家電製品の拠点回収の推進		希少金属（レアメタル）のリサイクルを行うため、小型家電製品の拠点回収に向け取り組んでいく。	新規				新たな資源化に取り組む	

	基本施策	具体的施策	分類	住 民	事 業 者	町	町の取り組み
その他	啓発活動	①広報誌や環境特集号などによるごみ減量情報の発信	広報誌や環境特集号、自治会報紙にごみ減量に関する情報を発信する。	継続	○		○
		②学校での教育環境への支援	小学校等の総合的な学習の時間などに講師を派遣し、ごみ減量やリサイクルの推進についての授業を支援する。	継続			○
		③地域でのごみ減量に関する学習会の開催	地域ごとにごみ減量についての学習会や意見交換会（井戸端会議など）を開催し、ごみ減量方法などの知識を広める。	継続	○		○
		④廃棄物減量等推進員の育成	ごみ減量やリサイクルの推進に関する意見交換会やリサイクル施設の見学会などを開催し、廃棄物減量等推進員を育成に努める。	継続	○		○
		⑤転入者への分別指導の徹底	転入届提出時などに分別方法とごみの出し方を周知する。	継続			○
		⑥収集時の現地指導の徹底	ごみに資源が大量に混入していた場合などは現地指導（収集職員による直接指導やシールによる指導）を徹底する。	継続			○
広域連携の強化	①猪名川上流広域ごみ処理施設組合との連携	ごみの収集方法及びリサイクル方法について調整を図る。リサイクルプラザの利用を促進し、ごみ減量と資源化についての啓発を推進する。	継続			○	
	②近隣自治体との連携	猪名川上流広域ごみ処理施設組合を構成する1市3町で連携して、ごみの減量・資源化を推進する。また、平成27年7月に、北摂地域の自治体と災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定を締結しており、災害等の発生時にはその協定に基づき廃棄物の適正な処理をめざす。	継続			○	